

学童保育所利用料の 減免制度をご存じですか？

うきは市の学童保育所をご利用
されている皆様へお知らせです

1. 減免制度（福岡県放課後児童 クラブ利用料減免補助）って？

2. の条件に該当する世帯の児童
が学童保育所を利用しやすい体制
を整備するため、利用料の一部を
減免する制度です。

うきは市では平成29年度から制
度を実施しています。

2. 対象となる世帯の条件は？

①生活保護法(昭和25年法律第14
4号)による生活保護世帯(※)

②当該年度市町村民税非課税世帯
(住民基本台帳上の世帯員全員が
非課税の世帯)

※一部対象外となる場合もあります。

3. 具体的な補助率は？

対象者の支払った保育料の内、保育料に含
まれるおやつ代を除いた額の2分の1を補
助します(月額上限5,000円)。ただし
『2. ①』に該当する場合はおやつ代を除
く保育料の全額を減免します。

【2. ②の例】

月額保育料5,000円の内、おやつ代1,500円
で12カ月利用した場合

【保育料】 【おやつ代】 【利用月数】 【補助額】
 $(5,000円 - 1,500円) \times 12 \text{ カ月} \div 2 = 21,000 \text{ 円}$

4. どうやって申請すればいいの？

市内の学童保育所にて配布してい
る申請用紙に必要事項をご記入の
上、必要書類とあわせてうきは市
役所(福祉事務所 保育所係)までご
提出ください。なお、申請用紙は
例年11月中旬頃から各学童にて配
布しておりますのでご希望の方は
お受け取りください。